

# 福岡県障がい者スポーツ大会における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和5年1月30日版

## 1 目的

本ガイドラインは、福岡県障がい者スポーツ大会の大会開催にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、大会関係者の役割分担や、参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、主催者及び競技運営主管団体において実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめたものである。

なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体が定めるガイドラインに従い実施するものとする。

## 2 対象競技

福岡県障がい者スポーツ大会の全競技を対象とする。

## 3 開催可否の判断について

大会3週間前の日\*を判断日とし、大会2週間前の日\*（以下「基準日」という。）が下記の場合は、大会中止の判断を行うこととする。

- ① 基準日が、緊急事態宣言の期間中である場合
- ② 基準日が、まん延防止等重点措置（または県独自措置の強化）の期間中である場合

※ 休休日及び休日の場合は、直前の平日を判断日及び基準日とする。

ただし、基準日以降に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置（または県独自措置の強化）が発令される、あるいは感染が急拡大するなど、緊急に判断が必要とされる場合、事務局で協議し、判断することとする。

大会中止の連絡は、一般社団法人福岡県障がい者スポーツ協会のホームページに掲載する。

大会開催日	判断時期（基準日）
令和5年4月30日（日）	令和5年4月14日（金）15時
令和5年5月7日（日）	令和5年4月21日（金）15時
令和5年5月13日（土）	令和5年4月28日（金）15時

## 4 役割分担

### （1）主催者

- ① 本ガイドラインを作成し、関係者へ周知を行う。
- ② 以下の役割を担う感染防止対策担当者を設置する。
  - （ア）参加者への感染防止対策、参加可否基準の周知
  - （イ）大会運営における感染防止対策の実施状況の確認
  - （ウ）参加者の取りまとめ、管理
  - （エ）大会関係者全員の参加可否の判断
- ③ 大会関係者全員の体調把握を行う。
- ④ 本ガイドライン等に基づき、各競技会場における具体的な感染防止対策を競技運営主管団体等と検討し、実施する。
- ⑤ 大会実施前7日間、大会実施当日、大会実施後7日間の感染報告の対応については、別途、定める。



## 6 会場内において実施すべき事項

### (1) 競技エリア

競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施する。

### (2) 受付等

- ① 受付場所を限定し、検温、アルコールによる手指消毒を実施する。
- ② 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽する、またはフェイスシールド等を準備し、対応する。
- ③ 参加者同士がなるべく距離をおいて（1 m以上）並べるよう、目印の設置等を行う。
- ④ 複数の参加者が触れると考えられる場所についてはこまめに消毒をする。

### (3) 手洗い場所・トイレ

- ① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する。
- ② 手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求める（手指を乾燥させる設備は使用しない）。
- ③ 手洗いが難しい場合は、手指消毒用アルコールを用意する。

### (4) 飲食について

- ① 水分補給や食事中は会話をしないこと。
- ② 食事は主催者が指定した場所で、なるべく距離をとり（1 m以上）、全員が一斉にとらないように、時間を分けること。

### (5) ごみ処理について

ごみは各自持ち帰りとする。

## 7 その他

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の状況に応じて、随時改訂を行う。